

## 九州大学基金規程

平成 22 年度 九大規程 第 8 号  
施行：平成 22 年 6 月 10 日  
最終改正：令和 3 年 4 月 30 日  
(令和 3 年度 九大規程 第 36 号)

### (設置)

第 1 条 九州大学（以下「本学」という。）に、九州大学基金（以下「九大基金」という。）を置く。

### (目的)

第 2 条 九大基金は、本学が、世界そして人類が希求する知を先導すべく、グローバル化する世界の学術リーダーとして、「知の新世紀を拓く」拠点の構築を目指し、世界中の人々から支持される質の高い高等教育を一層推進し、また、より善き知の探求と創造・展開の拠点として、人類と社会に真に貢献する研究活動を促進していくため、本学の教育研究、診療等に対する支援とその環境の更なる整備・充実を図ることを目的とする。

### (事業)

第 3 条 九大基金は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業の用に供するものとする。

- (1) 本学の教育研究の充実及びそのための環境整備に対する支援
- (2) 産学連携その他社会連携活動等に対する支援
- (3) 本学の学生に対する奨学金等の支給
- (4) 本学の教職員、学生等の国際、文化及び体育活動並びに能力開発等に対する支援
- (5) 本学の卒業生等との連携活動等に対する支援
- (6) 国際交流及び留学生に対する支援
- (7) キャンパス内の環境整備及び美化に対する支援
- (8) その他九大基金の目的達成に必要な事業

### (募金活動)

第 4 条 前条に掲げる事業を持続的に実施するための原資を得るため、本学は積極的かつ継続的な募金活動を行うものとする。

### (九大基金の構成)

第 5 条 九大基金は、寄附金及びその運用益をもって構成する。

2 前項の規定にかかわらず、九州大学基金委員会（以下「委員会」という。）が認めた場合は、寄附を受けた動産又は不動産を特例寄附資産（平成 30 年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第 1 号に基づく資産をいう。）として、九大基金において管理することができる。

3 寄附金は、一般資金と特定資金に区分する。

### (一般資金)

第 6 条 寄附者から用途を特定されていない寄附金及び次条の特定資金に該当しない寄附金については、一般資金とする。

### (特定資金)

第 7 条 寄附者から用途を特定された寄附金で、他の寄附金と区分して管理運営すべきものについては、特定資金とする。

2 特定資金の種類その他必要な事項は、委員会において定める。

### (謝意表明)

第 8 条 寄附者に対する謝意の表明に関し必要な事項は、別に定める。

### (事業年度)

第 9 条 九大基金の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

### (運営費)

第 10 条 九大基金の運営に必要な経費については、九大基金をもって充てる。

### (寄附金の受入れ及び管理)

第11条 寄附金の受入れ及び管理については、本規程及び本規程に基づく細則等で定める場合を除いては、国立大学法人九州大学寄附金取扱規程（平成16年度九大会規第6号）の定めるところによる。

（事務）

第12条 九大基金に関する事務（次項に定めるものを除く。）は、事務局関係各課等の協力を得て、総務部同窓生・基金課において処理する。

2 第3条に掲げる事業の実施に係る事務は、事務局関係各課等又は部局事務部において処理する。

3 九大基金の財務及び会計に関する事務の取扱いは、この規程に定めるもののほか、国立大学法人九州大学会計規則（平成16年度九大会規第1号）その他の規則の定めるところによる。

（雑則）

第13条 この規程に定めるもののほか、九大基金に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成22年6月10日から施行する。

2 この規程施行の際現に存する次に掲げる基金については、九大基金として、平成22年6月10日に承継する。

(1) 九州大学創立80周年記念事業国際学術交流基金

(2) 九州大学創立80周年記念事業学術研究協力基金

(3) 九州大学教育研究環境整備基金

附 則（平成23年度九大規程第1号）

この規程は、平成23年4月11日から施行する。

附 則（平成23年度九大規程第60号）

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大規程第119号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大規程第80号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大規程第85号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年度九大規程第31号）

この規程は、平成30年9月21日から施行する。

附 則（令和3年度九大規程第36号）

この規程は、令和3年5月1日から施行する。